

高岡市固定資産税過誤納金返還金支払要綱

令和3年1月1日

(目的)

第1条 この要綱は、土地及び家屋に対して課する固定資産税に係る過誤納金のうち、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）の規定により還付することができない税相当額（以下「過誤納金相当額」という。）について、固定資産税過誤納金返還金（以下「返還金」という。）を支払うことにより、納税者の税負担の公平と税務行政に対する信頼の確保を図ることを目的とする。

(返還金の支払の対象者)

第2条 市長は、過誤納金の発生について市の賦課に瑕疵があると認められるときは、当該過誤納に係る納税者又はその相続人に対し、返還金を支払うものとする。

- 2 前項の場合において、相続人が複数あるときは相続人の代表者に対し、返還金を支払うものとする。
- 3 第1項の場合において、当該過誤納に係る土地又は家屋が共有であるときは、共有の代表者に対し、返還金を支払うものとする。

(返還金の額)

第3条 返還金の額は、次に掲げる額の合計額とする。

- (1) 過誤納金相当額
- (2) 過誤納金相当額に係る利息相当額
- 2 前項第1号の過誤納金相当額は、固定資産税課税台帳等を基に算定するものとし、本税に附帯して徴収した延滞金等は含まない。
- 3 第1項第2号の過誤納金相当額に係る利息相当額は、過誤納金相当額の納付があった日の翌日から、返還金の支出を決定した日までの期間の日数に応じ、その過誤納金相当額に民法（明治29年法律第89号）第404条に規定する利率を乗じて算定した額とする。ただし、納付があった日の確認が困難な場合においては、納期の末日に納付されたものとみなして算定する。

(返還金の対象期間)

第4条 返還金の支払の対象となる期間は、返還金の支出が決定する日の属する年度から起算して10年前までの間（法の規定により、還付できる期間を除く。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、納税者又はその相続人が所有する領収書等により確認できる場合は、返還金の支払いの対象となる期間は、返還金の支出を決定する日の属する年度から起算して20年前までの間（法の規定により、還付できる期間を除く。）とする。

（返還金の申請）

第5条 返還金の支払を受けようとする者は、固定資産税返還金支払申請書（様式第1号）に必要事項を記入し、市長に申請しなければならない。

（返還金支払の通知）

第6条 市長は、前条の申請があったときは、当該申請の内容を調査し、返還金の支払を決定したときは、固定資産税返還金支払通知書（様式第2号）により前条に規定する申請を行った者に通知するものとする。

（返還金の支払）

第7条 市長は、前条の規定により返還金支払の決定を通知したときは、速やかに返還金を支払うものとする。

（補則）

第8条 この要綱に定めるほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

固 定 資 産 税 返 還 金 支 払 申 請 書

年 月 日

高岡市長

あて

申請者

高岡市固定資産税過誤納金返還金支払要綱に基づき、次のとおり申請します。

（対象となる物件）

土地家屋の別	所 在	地 番 (家屋番号)	地 目 (構造)	地 積 (床面積)	課税誤りの内容

（返還金額）

	年度分	年度分	年度分	年度分	年度分
過誤納金相当額	円	円	円	円	円
総 合 計					円

*過誤納金相当額に係る利息相当額は、要綱第3条第3項の規定に基づいて算定し上記総合計に加算して下さい。

様式第2号（第6条関係）

固定資産税返還金支払通知書

年 月 日

様

高岡市長

印

高岡市固定資産税過誤納金返還金支払要綱に基づき、次のとおり返還金を支払います。

(対象となる物件)

土地家屋の別	所 在	地 番 (家屋番号)	地 目 (構造)	地 積 (床面積)	返 還 理 由

(返還金額)

	年度分	年度分	年度分	年度分	年度分
過誤納金相当額	円	円	円	円	円
利息相当額	円	円	円	円	円
計	円	円	円	円	円
総合計	円				